

(別記様式第1号)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

千葉県知事 (かい長) 様

(甲) 請負者 住所
(譲渡人) 氏名 ⑩

(乙) (譲受人) 住所
氏名 ⑩

請負者 (以下「甲」という。)が発注者 () に対して有する請負契約書 (年 月 日付けの建設工事請負契約書) に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人 (以下「乙」という。) に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書第45条に規定するかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書第35条に規定する前払金及び中間前払金並びに第38条に規定する部分払は、本承諾以降請求しません。

記

- 工事名
- 工事場所
- 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- (1) 請負代金額 金 円
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額 金 円
- (4) 既部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在額)

※ 請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事

請負契約書第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書第45条による甲のかし担保責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書第35条に規定する前払金及び中間前払金並びに第38条に規定する部分払は、本承諾以降請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、請負工事が完成した場合においては、建設工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
工事請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、発注者に対し融資実行報告書（別記様式第7号）を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡すること又は質権を設定することその他の債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 甲の破産その他の事由が生じた場合の下請負人の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

千葉県知事（かい長）



確定日付印欄

* 確定日付印欄には、確定日印（受付印）を押印し承諾番号を記入すること。なお、確定日は承諾日と同日とすること。